

### 広島県教育委員会規則第三号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

#### 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第四条中「、教育部及び生涯学習部」を「及び教育部」に改める。

第五条の表管理部の部総務課の項中「秘書係、人事係、予算係、政策企画係、広報係、情報政策係」を「人事係、経営戦略係、委員会係、秘書係、広報情報係」に改め、同部健康福利課の項の次に次のように加える。

文化財課	管理係、文化財保護係、埋蔵文化財係
------	-------------------

第五条の表教育部の部指導第二課の項中「、特別支援教育指導係」を削り、同部指導第三課の項の次に次のように加える。

特別支援教育課	管理係、特別支援教育指導係
生涯学習課	管理係、生涯学習振興係、生涯学習支援係
スポーツ振興課	管理係、学校体育係、スポーツ推進係

第五条の表生涯学習部の部を削る。

第六条健康福利課の項の次に次のように加える。

文化財課

- 一 文化財の指定及び解除に関する事。
- 二 文化財の保存、活用及び調査並びにその指導に関する事。
- 三 銃砲刀剣類の登録等に関する事。
- 四 広島県立埋蔵文化財センターに関する事。
- 五 広島県立みよし風土記の丘に関する事。
- 六 広島県立美術館に関する事。
- 七 広島県立歴史民俗資料館に関する事。
- 八 広島県立歴史博物館に関する事。
- 九 財団法人広島県教育事業団に関する事(埋蔵文化財調査に係る業務に限る)。
- 十 広島県文化財保護審議会に関する事。

十一 広島県博物館協議会に関すること。

第七条指導第一課の項第三号イ中「指導第三課」の下に「及び特別支援教育課」を加え、同項第六号を削り、同条指導第二課の項第一号中「県立学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に改め、同号ハ中「指導第三課」の下に「及び特別支援教育課」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条指導第三課の項の次に次のように加える。  
特別支援教育課

一 県立特別支援学校に係る次に掲げること。

イ 設置、管理及び廃止に関すること。

ロ 入学、転学及び退学等に関すること。

ハ 教育指導（指導第二課及び指導第三課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

ニ 教科用図書の採択及び需給に関すること。

二 就学事務に関すること。

三 前二号のほか、特別支援教育に関すること。

生涯学習課

一 生涯学習の振興に関すること。

二 高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定に関すること。

三 社会教育に関する総合企画及び調整に関すること。

四 公民館、図書館その他の社会教育施設に関すること。

五 社会教育指導者の養成に関すること。

六 社会教育関係団体に関すること。

七 ユネスコ活動に関すること。

八 博物館の登録等に関すること。

九 広島県立図書館に関すること。

十 広島県立少年自然の家に関すること。

十一 広島県立生涯学習センターに関すること。

十二 社会教育委員に関すること。

十三 広島県生涯学習審議会（スポーツ振興分科会に関する事務を除く。）に関すること。

スポーツ振興課

一 学校体育に関すること。

二 社会体育に関すること。

三 競技力の向上に関すること。

四 国民体育大会その他各種体育大会に関すること。

五 レクリエーションに関すること（管理部健康福利課の所掌に属するものを除

く。)

- 六 保健体育関係団体に関すること。
- 七 広島県総合グラウンドに関すること。
- 八 広島県立総合体育館に関すること。
- 九 広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会に関すること。

第七条の二を削る。

第十五条の四第五号中「うち事務職員に係る」を削り、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を削り、同条第十号を同条第八号とし、同条第十一号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とする。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第六項とする。

附則第三項の表管理部総務課の項中「教育政策室長」を「秘書広報室長」に改め、同表教育部指導第二課の項を削り、附則第三項を附則第五項とする。

附則第二項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、本庁に社会教育施設改革担当部長を置く。

4 前項の職は、事務職員をもって充て、上司の命を受け、担当する事務を整理する。

別表第三号の表第四号の次に次の一号を加える。

四の二	課長補佐	課	上司の命を受け、課長を補佐する。	必要に応じ置く。
-----	------	---	------------------	----------

別表第三号の表第八号の次に次の一号を加える。

八の二	主任社会教育主事	生涯学習センター	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項を整理する。	必要に応じ置く。
-----	----------	----------	-----------------------------	----------

別表第三号の表第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二	社会教育主事	生涯学習センター	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の指導に従事する。	必要に応じ置く。
------	--------	----------	--------------------------------	----------

別表第三号の表の備考第二号中「指導主事をもって」の下に、「第八号の二及び第十三号の二に掲げる職は社会教育主事をもって」を加える。

附則

この教育委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。